

平成29年第5回上三川町議会定例会会議録

平成29年12月7日（木）

3 目 目

（一般質問）

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番	篠塚 啓一	第2番	宇津木宣雄
第3番	海老原友子	第4番	神藤 昭彦
第5番	小川 公威	第6番	志鳥 勝則
第7番	高橋 正昭	第8番	稲川 洋
第9番	石崎 幸寛	第10番	勝山 修輔
第11番	生出 慶一	第12番	稲見 敏夫
第13番	松本 清	第14番	稲葉 弘
第15番	田村 稔	第16番	津野田重一

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番	篠塚 啓一	第2番	宇津木宣雄
第3番	海老原友子	第4番	神藤 昭彦
第5番	小川 公威	第6番	志鳥 勝則
第7番	高橋 正昭	第8番	稲川 洋
第9番	石崎 幸寛	第10番	勝山 修輔
第11番	生出 慶一	第12番	稲見 敏夫
第13番	松本 清	第14番	稲葉 弘
第15番	田村 稔	第16番	津野田重一

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 石戸 実 書記（総務係長） 遠井 正
書 記 柳田 裕子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	隅内 久雄
教 育 長	森田 良司	総務課長	田中 文雄
企画課長	枝 博信	税務課長	伊澤 幸延
住民生活課長	小島 賢一	福祉課長	田仲 進壽
健康課長	梅沢 正春	保険課長	川島 信一
産業振興課長	石崎 薫	都市建設課長	伊藤 知明
建築課長	川島 勝也	上下水道課長	小林 実
農業委員会事務局長	小池 光男	会計管理者兼出納室長	吉澤 佳子
教育総務課長	枝 淑子	生涯学習課長	星野 光弘

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

○議長【津野田重一君】 皆様、ご起立願います。

(全員起立)

○議長【津野田重一君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【津野田重一君】 ご着席ください。

これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は16人です。

日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【津野田重一君】 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

順序に従い、1番・篠塚啓一君の発言を許します。1番、篠塚啓一君。

(1番 篠塚啓一君 登壇)

○1番【篠塚啓一君】 それでは、早速、通告順に従い一般質問をさせていただきます。

今回は大きく2つのことについてお尋ねしたいと思います。

まずは、幼児教育の無償化についてです。さきの総選挙後の国会における安倍首相の所信表明演説の中にもあったように、「2020年度までに3歳から5歳まで、全ての子どもたちの幼稚園や保育園の費用を無償化します」と明言しておりました。

そこで、2020年度から無償化の実施が見込まれるところなんですけれども、さきのところでは、何か1年前倒しという話も出ていましたが、無償化をする場合、町としてどのような考えか。また、無償化をする場合、全ての子どもたちを無償化することが原則だと思いますが、どうお考えになられていますか。また、保護者の負担軽減により少子化の抑制につながると思いますが、どうお考えになっていますか。

以上3点お伺いいたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ご質問の1点目から3点目については関連がございますので一括してお答えいたします。

幼児教育の無償化については、現在、国が実施に向けた検討をしているところでございます。本町におきましては、今後の国の動向を注視し、適切に対応してまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 それでは再質問に入らせていただきます。

今までに何度もこういった質問が先輩議員からされているのを、また改めて質問させていただいているかということ、2020年度から実施、先ほどお話をしたように、2019年度、1年前倒しというお

話がありますが、町では当然、費用負担というのも出てくるかと思うんですけど、無償化に当たって費用をどのように拠出しようとして考えているのか、お答えください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 ただいまの質問にお答えいたします。

幼児教育の保育料に対する補助金でございますが、現在、幼稚園就園奨励費という形で各保護者の方に対する補助をさせていただいております。これは国の政策によるものでございまして、プラス、町、県が協調して、第3子以降のお子さんに対する補助金等もございます。全て無償化になった際には、国が定めたルールに基づいて補助額の上乗せをすることになるかと思っております。それにつきましては、国のほうが財政的な負担も当然されてくるというふうなことも考えております。町の負担プラス国の負担、さらには県の負担という形で補助のほうをすることになるかというふうに考えております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 現在も、例えば、幼稚園就園奨励費等ということで、町のほうも費用負担をされているかと思うんですけど、国と町との補助対象事業における割合を調べたところ、23.7%対76.3%ということで、町のほうが76%ほど費用を負担しているかと思うんですけど、当然、今回、無償化するに当たって、それ相応の費用というものが必要になってくるかと思うんですけど、その点はどのようにお考えになっているか、お聞かせください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 国のほうで検討されている幼児教育等の無償化でございますが、当然、今までどおりの国の財政負担が望まれるというふうにご考えてございまして、その負担割合につきましては、先ほど篠塚議員がおっしゃった、町が76.3、国が23.7、これは変動がございます。と申しますのも、基本的に国が補助する割合につきましては3分の1というような決まりがございます。ですが、国の財政的な理由からでございますけれども、圧縮されて国から町に補助金が入ってくるような形になっております。ですので、先ほど篠塚議員がおっしゃったような23.7%というような国の負担割合というふうになってございまして、無償化の際にも同程度の国の負担はされるものというふうにご考えております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 同程度の負担があるとのことなのですが、当然、町のほうでも上乗せをして費用を負担しなければいけないと思うんですね。当然、今の金額では足りなくなるわけで、そういったものをどういった形で今、考えているのかというのをお聞かせいただけますか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 その町の財政負担については、国のルールに基づいて支出しなければならないというような考えのもと、町のほうとしては一般財源から捻出するようなことが考えられると思っております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 そういったことでお考えということであれば、実際に2020年度ではなく、今度は1年前倒しというお話もあるわけで、今回このようなお話をさせていただいているのも、現に、今、通園している子どもたちが多数いるわけで、その保護者の方々もいらっしゃいます。例えば、2019年度ということであれば、もう卒園をしてしまうという保護者というか、園児たちもたくさんいるわけです。そこで、1年でも早く前倒しをしてもらえないかというふうに今回、提言させていただきたいとか、そういったところを町として考えがあるかどうかというのをお聞かせ願えますか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 国の補助内容、全容が示されないままで町の方針を打ち出すというのはなかなか難しいことであると思います。したがって、前倒しについては考えてございません。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 そういった負担の割合とか全容が決まっていないというのも全くわからないわけじゃないんですけど、当然、何というんですかね、2年後というふうになると、今、その前にもお話をしたように、通園されている方が卒園をしてしまう、対象外になってしまうということで、できれば、今のままでも当然、費用を負担されている方とか、無償化にならないかなというふうに考えている方はたくさんいらっしゃるわけで、上三川はすごく人気があるとか、住宅地として人気がありまして、このような住宅地を買い求める人たちの多くというのが、幼稚園や保育園に通う子どもたちを抱えている世代というのが多数いらっしゃる。こういった世代の方々の購入、上三川に定住したい、住みたいというふうな気持ちというのを後押しするのが、町が手厚い子育て支援をしてくれるところだと思うんですね。

そこで、ほんとうに1年でも早くそういったことを検討していただけないかというところなんですけれど、再度お伺いしますけれど、いかがですか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 小さなお子様をお持ちの方々に住んでいただく、当然こういう政策は進めていくべきだと思いますし、今までも子育て支援には力を入れてまいりました。もう議員ご存じだと思いますが、上三川町の今年の財政力指数で見ると0.939と、他の市町に比べて財政力指数は高い。しかし、昨年の経常収支比率は96.3ということで、これは非常に憂慮しなければならない数字になっていると思います。それだけ扶助費の割合が多いということは、今までも子育て、また社会保障のほうに町民の皆さんからいただいた税金を、かなり配分を多く振り分けているということになります。これ以上やるということは、ほかの面で財政をかなり窮屈にしておりますので、よく検討をしないと、確かに子育て世代に対する補助、これは魅力があるように思います。私もそう感じます。しかし、きちんとした財源の裏づけがないままこれを進めていくと、また逆にこれは将来の子どもたちに負担を残す、どこかで借金をしながらやるとか、そういったことにもなりかねませんので、よくここは検討するべきだというふうに思っています。ですので、先ほど、国が示す前に前倒しは厳しいという話をしたところでございます。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 今、町長のほうからの財源といったお話もあったんですけど、今回、上蒲生のところに分譲地が進められているかと思うんですけど、来年から分譲が始まるということなんです。それで、1つの案というわけじゃないですけど、あそこが141区画販売されるそうなんですけれども、例えば、あそこを購入したいという考えを持たれている方が当然、あそこだけじゃなくて、その近隣の市町を比較検討されるかと思うんですけど、その中で、例えば、上三川が1年でも早く前倒しをするということであれば、当然、購入を決める1つの手段、手段という言い方は変ですけど、決め手にもなるんじゃないのかなと。タマゴが先かニワトリが先かという話になってしまうかもしれないんですけど、あそこがそういった形で少しでも早く、分譲というか、全部販売すれば、そういったところからいろいろな税収というの見込めるのではないかなと思うんですね。ですから、そういった方々の気持ちとか、購入したい気持ちというのを後押しするための一つの施策として、1年早い前倒しというのを考えていただくと、また違ってくるんじゃないかなと思うので、ぜひお願いします。

そういったところで、ひいては、そういったものが定住人口の増加、そういったものにつながり、今お話ししたように、固定資産税や住民税等、税収も上がることも十分に考えられるわけですし、人が増えるということは町もにぎわうと、そういった相乗効果が生まれるのではないかなと思っています。

少子高齢化と人口減の時代に突入している中で、少しでも人口減、そういったものを抑制するのは、あまりいい言葉ではないかもしれないですけど、他市町から人口を奪うという施策が必要ではないかと思うんですけど、町長はどういうふうにお考えですか、そういった人口減とか、そういったものを抑制するという考えとか、そういったものをどういうふうにお考えですか。

○議長【津野田重一君】 篠塚議員、質問の内容を変えてください。

○1番【篠塚啓一君】 そうすると、ちょっと待ってください。それでは、先日の朝日新聞の天声人語の中にこのような言葉が載っていたんです。「働きやすく、産みやすく、人々に報いるべきは政治の側ではないのか」、この言葉のとおりの方が実行できれば、人口増、それから税収増も見込めると思うので、ぜひ前向きに前倒しの件、お考えください。よろしくお願いします。

では、次に、都市計画税の扱いについてお尋ねします。

まず、今後の都市計画事業にはどのようなものがありますか。都市計画税のあり方検討結果報告書や平成26年の町の広報に書かれているように、2点目として、平成34年度には、都市計画税収が、都市計画事業費及び都市計画事業に係る起債の償還額を上回るようだが、その後の都市計画税の扱いをどのように考えているのか、以上2点お尋ねいたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

都市計画事業は、都市計画法に基づき、都市計画が決定された道路、公園、下水道などの都市施設の整備に関する事業や、土地区画整理事業などの市街地開発事業で、町においては、栃木県知事の事業認可を得て実施するものでございます。

今後の都市計画事業ですが、公共下水道事業の汚水整備では、富士山地内の道路整備に伴う汚水管渠布設工事を平成31年度に予定しており、当該工事をもって市街化区域内の整備は完了となる見込みで

ございます。

雨水整備では、市街化区域内における浸水被害の軽減対策を目的に、現在、事業に着手している武名瀬川第三排水区の雨水幹線の整備につきまして、平成36年度までの完了を目標に実施いたします。

また、事業認可を取得している多功第二排水区の雨水幹線の整備につきまして、他の整備の進捗や浸水被害などの状況を踏まえながら整備時期を検討したいと考えております。そのほかの事業としまして、都市計画道路の未改良路線の整備などが考えられます。

次に、2点目のご質問についてお答えいたします。

都市計画税の課税のあり方につきましては、平成30年度の都市計画税検討委員会に向け、今年5月から関係課職員による都市計画税調査研究会を立ち上げ、今後の都市計画税収の見込みや都市計画事業費の見通しなどにつきまして、現在、調査・研究を進めているところでございます。それらの成果を平成30年度の都市計画税検討委員会の中で検証し、本町の都市計画税のあり方について報告させることとしておりますことから、この報告をもとに判断していきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 都市計画税というのは目的税の一つになると思うんですけど、目的が完遂した場合というのは、この都市計画税の扱いというのはどういうふうにお考えですか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 事業が完了した場合には徴収しないということになります。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 わかりました、ありがとうございます。先ほどの町長の答弁にもあったように、武名瀬川等が36年度ということでもよろしかったですかね。そうすると、2つ目の質問にあった、平成34年度に起債の償還額を上回るということはないということでもよろしいんですか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 平成34年度にまだ起債がございますので、起債はございます。ただ、都市計画税が今のまま入ってくるとして見込みますと、今、返済している公債費のほうが都市計画税よりも少なくなると。ですから税金のほうが上回るということで、前の報告の中では平成34年ということで表記してございますが、今のシミュレーションの中では、平成32年に上回るということで数字のほうが出てございます。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 そうすると、今の答弁ですと32年に上回るということなんですけども、上回った場合には都市計画税、税率を下げるとか、そういったものというのは検討されているんですか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 それにつきましては、先ほど町長のほうから答弁いただいたと思うんですが、現在、平成30年の都市計画税検討委員会に向けまして、今年5月から関係職員による研究会を立ち上げまして、今現在、都市計画税の見込みだとか、事業費の見通し、ただ、議員おっしゃられます、先ほど町長のほうからも、目的税でございますので、事業がなくなれば、これは課すことはできないと

いうことはございます。ただ今後ですね、今の段階ではその見込み、予定、都市計画事業のほうの見込みが平成32年で、若干、税金よりも起債のほうが少なくなっていくということでございます。ただ、見込みの中で今後、検討していくということで今、検討を進めている段階でございます。ですから、それを踏まえまして、平成30年、来年の検討委員会の中で報告をまとめまして、町長のほうに報告させていただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 そうすると、来年度の検討を踏まえてということで、32年度以降どうするかという答えが出るということでよろしいんですか。わかりました。

それでは、先ほど雨水対策というお話があったんですけど、それも都市計画事業の一つとして捉えているかと思うんですね。そういったものというのが、市街化区域は舗装されているところが多く、雨水の行き場がないと。調整区域のほうには田畑が多く点在しているので、調整池の役目を果たしているとの観点から、そのような形で捉えているのかなと思うのですが、昨今のゲリラ豪雨における現状では、そのような考え方がだんだんそぐわなくなっているのではないかなと思うんですけど、いかがお考えですか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。副町長。

○副町長【隅内久雄君】 最近、ゲリラ豪雨という形で大量の雨が降るといふ事由が大分多くなってございます。そういったものに対処するために、全て都市計画事業でいろいろな雨水の処理を行うかどうか、これについては、まだ、未定でございますけれども、雨水の対策も何かしなくちゃならないといふときには、都市計画事業としてやるということも考えられると思います。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 先ほどのお話だと、武名瀬川といふか、そういった形の雨水対策というのは都市計画税を充てているというふうな形で僕は捉えたんですけど、違いますか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。副町長。

○副町長【隅内久雄君】 先ほど町長が答弁しましたように、武名瀬川の雨水対策についてはそのような形になってございます。

ただ、先ほど篠塚議員が聞きましたように、ゲリラ豪雨、これからそういう降った場合の対策をどうするんだということなので、そのようにお答えいたしました。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 そうすると、雨水対策、ゲリラ豪雨とかに対しての対策に関しては、なかなか市街化区域だけの問題ではなく、町全体の問題として捉えたほうがいいのではないかと思うんですけど、そうすると、雨水対策というのを都市計画税のみで賄うこととなってしまうと無理があるんじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。副町長。

○副町長【隅内久雄君】 先ほどお答えしましたように、都市計画事業としてやる場合には都市計画税を充当するという考えでございます。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 そうすると、都市計画事業になるかどうかというのはまだわからないということですか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。副町長。

○副町長【隅内久雄君】 現在ではそこまでの計画等できておりませんので、今のところはわからないというような形になろうかと思えます。ただ、いずれにしても何らかの形でやらなければならないという必要性が出てきた場合には、何でやるか検討していきたいと考えています。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 わかりました。じゃあ、それはそのときにまた検討されるということでよろしいわけですか。はい。

そうすると、都市計画税というのは目的税であり、受益者負担ということで、受益と負担との関係の中で都市計画税というのが課税されているのかと思うんですけど、例えば、町の中心部である旧市街地とか、あとは多功の市街化区域内を対象とした何か都市計画事業というのは、何か今後ありますか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。副町長。

○副町長【隅内久雄君】 端的に申し上げますと、公園の整備というのが考えられます。都市公園の整備というのが考えられております。それと、先ほど言いましたように、雨水の関係。

以上でございます。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 今、都市公園というお話があったんですけど、それは具体的な計画というか、そういったものというものはあるんですか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。副町長。

○副町長【隅内久雄君】 私の把握している範囲では、富士山地区に都市公園を整備するという計画ができていたということでございます。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 わかりました。そういったものが今、計画にあるということですね、そうすると。はい。それ以外に、あとは、市街化区域に居住している方が明確に何か利益を享受しているというようなものが、わかりやすく何か、お答えいただいてもよろしいですか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。副町長。

○副町長【隅内久雄君】 イメージでしか言えないんですけども、市街化区域に住んでいる方は都市計画道路が整備されたりしますと、道路等の交通の安全とか、最終的には、その道路が被害を食いとめる防波堤みたいな役割をすると、そういった利便性が向上するというのが考えられるかと思えます。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 今、利便性というお話があったんですけど、1つ、例を挙げさせていただくと、市街化区域と、例えば調整区域、境にあるような道路の側溝などは、ほんとうに泥が多く詰まっているようです。側溝の意味をなかなかないというお話も聞いています。そういった現状というのはどういうふうにお考えですか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 ただいまの道路側溝の清掃につきましては、道路維持事業の中で行っていくということで考えているところでございます。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 そうすると、清掃というお話なんですけれど、実際には道路側溝の延長がどれぐらいあって、期間はどれぐらいかかるというふうに見込んでいるんですか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 道路維持事業の予算の範囲内で計画的に行っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 当然、やっていくところの順番というのがあるのかなと思うんですけど、今お話ししたような、そういった調整区域と市街化区域の境のところにあるような側溝を、優先的にというわけにはいかないかもしれないんですけど、そういったところをちょっと見にいただければと思います。

今回、このように都市計画税、なぜ質問させていただいたかという、どういった目的で、何のために徴収されているというか、課税されているのかというのがわかっていच्छゃらない町民の方がたくさんいच्छゃる。または、都市計画税イコール下水道の整備といったふうに捉えている方もたくさんいच्छゃるのですが、このように、都市計画税って何だろうというのをよくわかるように、町民の皆さんに、例えば、周知、今までそういった努力ってされたことはありますか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 周知の件でございますが、まず、どんな目的でというか、都市計画税についてはこういった形で、こういった目的でというか、今の使われ方、これについてはホームページ等に掲載してございます。また、多分、ちょつき記憶はあれなんですけど、町の広報紙等でも、この都市計画税を取ったのが昭和62年から取っているわけでございますが、その中で、まずは区画整理等を実施してきた中で、かなりの費用を町のほうから捻出している。それに都市計画税を充ててきたという経過がございます。

金額で申しますと、昭和62年度から都市計画税のほうを導入しました。平成28年度までの総収入額というのは、約59億3,000万円となっております。一方、昭和62年度から平成28年度までの都市計画事業及び土地区画整理事業の支出額でございますが、これは約3倍弱、173億3,000万円となっているということで、こういったことにつきましては、今、議員がおっしゃられるように、広報紙等にも掲載して載せていくべきだというふうには認識してございますので、この都市計画税の周知ですね、これにつきましては今後、こういった周知をしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 例えば、平成26年度と27年度、今、こちらに都市計画税の収入があるんで

すけれど、26年度が2億2,277万3,673円、27年度が2億1,740万2,400円といった額になっているんですけれど、都市計画税を廃止したほうがいいのかというよりは、当然、これが急になくなってしまうと、町としても大きな金額なので、そうではなくて、目的税という性質上、確固たる目的があって、受益者が市街化区域に限定されるのであれば、都市計画税といったものの役目、十分に果たすことができると思うので、そういったことであれば続けるというか、都市計画税の徴収というのが必要になるかなと思うんですけれど、それが目的からどうしても逸脱してしまっているといった場合には、当然、考え直していかなければいけないと思いますし、考え直してもらいたい。

先ほどの町長の言葉の中にもあったように、全てが終わった後には廃止というものも考えていただければいいのかなと思っていますので、ぜひまた、30年度に検討していただいて、町民の方にとっていいものになればいいのではないかなと思っていますので、ぜひ、よろしくご検討ください。

今回、これで質問のほうを終わらせていただきます。

○議長【津野田重一君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時51分 再開

○議長【津野田重一君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【津野田重一君】 副町長。

○副町長【隅内久雄君】 先ほどの篠塚議員の答弁の際に、富士山地区の公園、都市計画事業ということでお話ししましたが、公園の計画というか、つくる予定はありますが、都市計画事業としてやるのか、やらないのかは決定しておりませんので訂正させていただきます。

○議長【津野田重一君】 1番・篠塚啓一君の質問が終わりましたので、順序に従い、14番・稲葉弘君の発言を許します。14番、稲葉 弘君。

(14番 稲葉 弘君 登壇)

○14番【稲葉 弘君】 私は、次の3点について質問をいたします。町執行部の明快なる答弁をお願いしたいと思います。

まず、第1点は、上三川町公共施設等総合管理計画についてです。

(1)として、今後の実施計画はどのようなになるのか。

そして(2)が、個別施設の計画に当たっての情報公開、住民の合意は必要と思うが、どう考えているのか、2点をお願いいたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

上三川町公共施設等総合管理計画は、町民のニーズ、社会情勢、財政状況等を踏まえ、中長期的視点で、公共施設等の質と量の適正化とトータルコストの縮減・平準化による財政負担の軽減を図り、安

全・安心で持続可能な公共施設等の管理の実現を目的として、今年3月に策定されました。現在、各施設の長寿命化を図るための経費等の調査を実施しているところでございます。今後、各施設の調査結果をもとに、全ての公共施設を対象に、総合的かつ計画的なマネジメントを行い、個別施設の計画を策定していきたいと考えております。

次に、2点目のご質問についてお答えいたします。

個別施設の計画策定に当たっては、現在、進めている経費等の調査結果をもとに、今後、内容等が検討されることとなります。個別施設の今後のあり方につきましては、情報を提供し、利用者等の意見を十分に聴取していく考えでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 今、町長から答弁があったんですけども、(1)の問題については、調査していると、計画を作成していると、そういうことだったと思います。(2)については、情報公開、そして住民の合意は必要と考えていると、そういうことだと思うんですね、そういう答弁でした。

私は具体的に何点か質問なんですけども、1つは、計画の中で見させてもらったんですけども、例えば、コミュニティセンター、町内5カ所ありますけれども、基本方針ということで、その中でこういうことが書かれているんですね。要するに、何というんですか、各地区の将来人口、高齢化等の需要動向を踏まえた上でコミセンのあり方を検討しますということです。また、学校建てかえ等にあわせて、学校や教育関連施設等との複合化を検討しますと。そして、その際に必要機能の見直しや、PPP等の民間活力の導入による効率を図ります、ということなんです。

また、町営住宅についてはいろいろ述べておまして、結局、施設の更新時期や要支援世帯の動向などを見据え、町営住宅の統廃合、複合化、規模の適正化など、町営住宅のあり方について検討しますと、こういうことを言われているんですけども、具体的にこういう計画になってきますと、当然、住民との意見の違い、そういうことが当然出てくると思うんですけども、そのときに町として、やはり、情報公開、そして合意形成ということで必要だと思うんですけども、そういう点どういうふうに考えているのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。建築課長。

○建築課長【川島勝也君】 先ほど町長のほうからも答弁がございましたように、十分に住民の方からの意見等は聞いていきたいとは考えています。具体的には、これから、施設の個別計画等、これから策定していく中で、住民の方の意見等、また計画が策定するに当たりまして、パブリックコメント等、また広報とかホームページ等で住民の方に知らせていきたいと考えております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 ぜひ、情報公開をして、やはり、住民合意の形成をして進めていただきたいと、そういうふうに思います。

それと、もう1点はですね、この中で、PPP等の民間活力の導入による効率化等、言われておりますけれども、その内容ですね。例えば、具体的に建物の場合ですとどういうことになるのか、わかるよ

うに説明をお願いしたいんですけど。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。建築課長。

○建築課長【川島勝也君】 PPPの導入等、民間活力の導入ということでございますけども、現在、本町におきましては、上三川のいきいきプラザ等、そういうのには指定管理者制度等を導入している施設もございます。これらの実績を踏まえまして、サービスや管理運営コスト削減の効果向上を目指して、今後、検討していきたいと考えております。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 いきいきプラザの、指定管理の結局、真似をするんだと、そういうことなんですけど、例えば、こういう公共施設でですね、事故があった場合ですね、その責任というのは、当然、町が負うことになると思うんですけども、そういう点どういうふうに考えているのかということで、例えば、埼玉県では、やはり、プール時で事故がありましてね、亡くなる、そういう事故もありましたね。これはやはり、町の管理を指定管理者に委ねたと、そういうことが大きな原因だったんだと思いますけども、その点どういうふうに考えているんですか、安心・安全な担保がされるのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 ちょっと所管が不明なので私のほうからお答えいたします。

指定管理者制度につきましては、国の政策で、公共施設の管理について民間の力を活用しようということで入ったものでございます。指定管理者制度につきましては、行政では今後、数多くの施設を直接管理するには職員規模等の問題から無理があるということが1点。それと、行政以上に、民間のほうがそういう管理については効率化されているのではないのかということで投入されたものでございます。そういう観点から行きますと、今後も民間に委託して、失礼しました、指定管理を任せて効率的に運営できる施設につきましては、法律上、そのような観点で実施していくことになるかと考えてございます。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 民間に委ねて、要するに進めていくんだと、そういうことだと思います。それと、やはり、事故があった場合の責任というのは大変重いものであるんですけども、やはりそういう点で、ぜひ慎重に進めていただきたいと、そういうふうに考えます。

それと、あと何点かなんですけども、本町の人口ということで、平成20年度をピークに減少傾向に転じるということで、少子高齢化が進むということが言われています。平成37年には3万500人ということで、生産年齢人口、15歳から64歳までが約61.3%、そして年少人口、14歳以下が約11.5%、そしてまた老年人口が65歳以上ですけれども、これが27.2%、こういう状況になっております。

そういった中で、私、質問なんですけども、人口減少社会になっていく中で、町のほうとして二十数億円かけて生涯学習センターを建設、これが計画されております。ですから、そういう点で、これからの減少社会、財政負担ということ考えた場合ですね、見直しの考え、あるいは、白紙に戻して議論すると、そういう必要性があると思うんですけども、町長、これ、どういうふうに考えておりますか、

答弁を求めます。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 仮称であります。生涯学習センターにつきましては、議会の承認を得て、基金も今、積んであるところであります。今現在は、整備についての具体的な資料は示されておりません。数年前に検討委員会のほうで検討していただいた経過がありますが、また今後は、その検討委員会でいただいた答申の部分を、さらによく吟味して、これからその検討をしていく必要があるかというふうに思います。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 公共施設の現状及び将来の見通しということで、その中でアンケートを実施しているんですね。その中で、要するに、インフラ、都市基盤施設の整備や維持管理について以下の方法をどう思いますかということで、手法ごとの選択肢から当てはまるものを1つ、○印をつけてくださいということで、複数回答可能ということで出ているんですけども、(1)で、「近隣の市や町と協働で施設の建設、維持・管理、運営を行う」ということで、広域化ですか、これが70%ぐらいを占めているんですね。ですから、やはり、こういう施設を広域で利用すると、そういう手もあるということで、住民はそういうふうに要望していると、そういうふうに考えています。ぜひ、大いに論議をしていただきたいと思うんです。

それともう1点は、建物ということで今回、質問なんですけども、今後30年間で公共施設等の更新及び大規模改修にかかわる経費を30%削減すると、こういうことを言われておりますけれども、例えばですね、具体的に、上水道・下水道関係ではどういう、これから取り組みをするのか、わかっていれば答弁をお願いしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長【小林 実君】 ただいまの質問にお答えをいたします。

将来の人口減少、またそれに伴う収入減少ということ、またさらには施設の老朽化ということで、国が示すものは、人口5万人以下の水道事業体、今、水道を例にしてお答えをしますが、その水道事業体については経営が困難になるというような予測が出ております。将来にわたり、これを継続的に享受し続けることができるよう、50年、100年先を見据えた新水道ビジョンということで、現在、策定に入っております。その中の長期更新計画ということで今現在行っているわけなんです。現在、町内には3つの配水場がございます。この配水場をいかに効率的にすることができるか、管網の解析をしたり、または連絡管等の整備、これとあわせて、広域化ということで国のほうも進めております。栃木県のほうも、昨年度からその広域化ということで、その取り組みに、まずは入っていくというようなことで、今、進めている段階でございます。それらを勘案しながら、将来、その経営が困難しないような形で考えていくというようなことで現在は進んでおります。

以上です。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 はい、ありがとうございました。それでは、地方創生事業について、2点目なんですけども、質問をさせていただきます。

(1) 事業内容とその評価はどのようになっているのか。

(2) が、今後新たに加える事業はあるのかについて、質問をさせていただきます。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

地方創生事業につきましては、平成27年10月に策定いたしました、「上三川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき実施しているところでございます。

平成28年度の地方創生関連交付金を活用した事業といたしましては、町の特産物販路拡大のため、東京圏でのマルシェ及びかみのかわブランドの創設に向けた取り組み、上三川町の認知度向上のための取り組み、また、広域連携事業といたしまして、「ツール・ド・とちぎ」などがございます。

総合戦略の評価につきましては、進捗状況を客観的に検証するため、上三川町まち・ひと・しごと創生総合戦略評価委員会において、7月11日から12日までの2日間にわたりまして、全ての取り組み内容を評価していただきました。

評価委員のメンバーは、議会を代表し各常任委員長2名、金融機関を代表しまして町内の金融機関の支店長2名、公募委員3名の計7名でございます。評価委員の方々から評価やご意見・ご提言をまとめました評価報告書につきましては、行政改革策定等懇談会で報告し、さらに総務文教常任委員会で報告させていただいた上で、町のホームページで公表しております。

今後は、評価委員会いただいた意見・提言をもとに、平成31年度には全ての事業で目標が達成できるよう、事業を推進してまいります。

次に、2点目のご質問についてお答えいたします。

現在の上三川町まち・ひと・しごと創生総合戦略には、4つの基本目標のもとに9つの基本的方向があります。また、その下に28の作戦がございます。4つの基本目標を達成するため、作戦ごとに事業を推進しております。

今後につきましては、他市町村の先進事例や成功事例などを参考にしながら、総合戦略の目標であります人口減少克服と地方創生の達成に必要と認められる事業がございましたら、国の交付金等も活用しながら、随時、新たに加えていこうと考えております。まずは、現在、推進しております作戦に全力で取り組んでまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 それでは、私のほうから何点かなんですけども、今、町長から答弁があったんですけども、県内でもですね、子育て支援ということで、高根沢町では、子ども医療費を高校生まで拡大をすると、こういうことが新聞で報道されました。それとか、あと、学校給食の無償化ということで、県内では大田原市のみなんですけども、事業を実施しておりますけども、地域創生事業をですね、使って、これらの事業をやる考えはあるのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 子育て関係のですね、総合戦略の中に、先ほど町長のほうから回答のほう

はあったかと思うんですが、その中で、若い世代の結婚、出産、子育ての支援及び学校教育の支援という基本目標の中にですね、基本的方向としまして、出会いから結婚、出産、子育ての支援の推進ということで、事業が、1つとしましては、出会い応援プログラム、婚活イベントの開催ですね。2つ目としまして、妊娠・出産応援プログラム。3つ目としまして、多子世帯の応援プログラム、4つ目としましては、産後ママ応援プログラム、保育サービスの充実、障がい児の療育支援ということで、幾つかそういった関係のほうの事業もここにに入れてございます。これらを推進していくということで考えてございます。

以上でございます。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 今、課長が答弁したんですけども、そういうようなことをやっていくんだということなんですけど、例えば、今、子どもの貧困と格差が大きく広がっていますよね。そういった中で、これは新聞に載ったんですけども、結局ね、保護者の年収が子どもの栄養にまで影響しているんだということです。これはね、学校給食が解消の力になるということで、この学校給食のある日は、世帯の年収によって栄養の格差がなくなると、こういう調査研究が、この夏、まとめられました、これは2017年9月24日なんですけども。これは、世帯年収によって栄養の格差を調査したということで、新潟県立大学の村山伸子教授なんですけども、例えばですね、これは東日本4県、19校の小学校5年生を対象にしたんですけども、1,447人中、836世帯が回答したということです。給食のある日と、給食のない日ということで調査しましてね、世帯年収水準別ということで、上位、中位、下位の各層に栄養摂取量を算出したということなんです。

これは、内容ですけども、要するに、緑黄野菜や魚介類の摂取量、1日平均でどう違うかということで調査しました。そして、緑黄野菜では、週末、世帯年収下位層が56グラム、そして中位層が69グラム、高位層が62グラムでしたということです。一方、平日は下位層が80グラムに対し、中位層、高位層が85グラムでした。そして、平日に比べ格差が縮まりましたということで、魚介類でもですね、やはり同じような結果が出ましてね。給食のある日、平日は差が解消しましたと、こういうことを言われているんですね。

この村山さんは、これまで発達途上国で学校給食による栄養改善の国際教育協力にかかわってきたと、そういった中で、世界の中でも日本の学校給食の制度が栄養改善の面ですぐれていると、こういうことを感じていると、そういうことでした。

広がる無償化ということなんですけども、無償化を実施した自治体の動機ということで、目的は、若者の流出を防ぐなどの少子化対策、あるいは子育て支援ですね。それに加えて、食育の推進を掲げた自治体ということで、県内では、残念ながら大田原しか実施していないんですけども、やはり、これはやることが必要だと思うんですけども、町長はですね、どういうふうにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 稲葉議員、それは新たな事業に加えるということですね、加えてくださいということ。

(「はい、お願いします」の声あり)

○議長【津野田重一君】 はい、執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 この、まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、本町の今の現状、特色をよく調査し、そして 本町としてまちづくり、人づくりというところで、この戦略を掲げたわけでございます。他市町でやっている戦略は他市町の事情があるかというふうに思います。うちの町といたしましては、まず、この総合戦略に掲げたものを実施していくと、そういうことで考えております。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 ぜひ、そういうことで検討していただきたいと思います。

次に3番目なんですけれども、いきいきプラザ事業について質問をさせていただきます。

(1) いきいきプラザも来年で開館10周年を迎えますが、町では利用者へのアンケートを実施するということなんですけれども、その内容ですね、どういう内容になるのか、それが1点です。

(2) として、使用料の町内、町外の差別化等についてアンケートに入れる予定はあるのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

上三川いきいきプラザでは、利用者のニーズを把握し、サービスを向上させていくことを目的に、1年を通して利用者アンケートを実施しております。この利用者アンケートは、いきいきプラザの館内2カ所に設置しておりますが、据え置きアンケートに回答する方は少なく、平成26年度のアンケート回収数は66件、平成27年度では131件という状況でございました。そこで昨年度はアンケート回収強化週間を設け、利用者に積極的にアンケートを記入していただくよう呼びかけを行ったところ、結果として1,481名の方から回答をいただくことができたところでございます。

ご質問の利用者アンケートの内容でございますが、現在のところ、新たに利用者アンケートを作成して実施する予定はございません。しかし、多くの利用者からご意見をいただくことは必要なことであると考えていることから、昨年実施したアンケート回収強化週間につきましては、今後も引き続き実施していきたいと考えております。新たなアンケートにつきましては、今後、利用者の意見を聞いて判断したいような場合に、随時、実施を検討していきたいと考えております。

次に、2点目のご質問についてお答えいたします。

使用料の町内、町外の差別化等についてアンケートに入れる予定はあるかということでございますが、先ほど申し上げましたとおり、現状では新たなアンケートを作成する予定はございませんので、町内外の差別化等に関する項目を設ける予定はございません。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 それでは、何点か質問なんですけれども、平成28年度の収支実績ということで、ちょっと言っているんですけれども、収入は3億208万6,729円、支出が2億9,861万1,763円ということで、収支差引額が347万4,966円ということでありまして、1日の入館者が1,674人、施設利用者が1,433人ということで、これは平成28年なんですけれども、年間利用

者は48万8,508人ということで、入館者が57万769人、こういう状況なんですね。施設は飽和状態、それが今のいきいきプラザの状況だと思うんです。

そこで質問なんですけども、開館10年ということですね、低料金で利用しているということなんですけども、これから10年後、来年あたりから、結局、メンテじゃないですけども、修繕費がかかる、そういった中で、この低料金を見直して、使用料の見直し、そういうことを考える必要があるかと思うんですけども、その考えはあるのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 使用料金の見直しということでございますが、今年度も第3期の指定管理に向けましての公募を行いました。その中で指定管理者のほうから提案がありました使用料等を勘案いたしまして、今後の使用料については決定していくことになると思いますが、幸い、このたびの提案におきましては、第2期と使用料は変わらず経営できるという提案がされておりますので、その内容で実施したいと、当面の変更の見込みはございませんので、そのとおりご回答いたします。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 料金の値上げは考えていないんだと、そういうことだと思います。

もう1点はですね、いきいきプラザ利用者アンケート、利用者の提案集計結果ということで、利用者が特に要望が多かったものということで10位までを集計したものが出ているんですけども、1番から10番なんですけども、例えば、マシンエアロですか、スタジオの拡張、これが21、営業時間、休業日ということで、営業時間の拡大、休館日の縮小、これが10人です。お風呂、洗い場の拡張、これが9人、あるいは、駐車場の拡大ということで9人、利用料金ということで、町内と町外での利用料金に差をつける、これが7人です。そしてまた、プール・更衣室の拡張、これが7人、マシンエアロ、スタジオ運動器具の増設ということで7人です。多目的広場では、遊具の設置ということで6、プールということで更衣室が寒いとか、あるいは、プール、シャワー設備の増設ということ、こういうアンケートが出ているんですけれども。

そこで、何点かなんですけども、1つはですね、今、施設は大変な飽和状態という状況だと思うんですけども、これからですね、そういった中で、これらの要望に応えるために、拡張、あるいはこういう施設を新たにつくるんだと、そういう計画はあるのかどうか、それをお聞きしたいと思います。どうですか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 今現在、非常に人気があって多くのお客様がお見えになっているということで、町の誇れる施設として利用いただいております。そういった中で、その施設をもう少し広くしてほしい、大きくしてほしいという要望がございますが、実際、問題として、建築基準法等のいろいろ、法令もありますので、今現在の施設を拡張するという事は非常に困難と考えております。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 施設の拡張は考えていないんだということなんですね。例えば、エアロマシンということで、スタジオの拡張ということをされていますけども、私は、この委員になっているということで、この前も意見が出ましてね。その中で、予約してもなかなかとれないということで、ある委

員の方から言われたんですけども、予約制をとったらどうかと、そういう意見も出ているんですよね。だから、そういう工夫とかですね、あるいは、多目的広場ということで、要するに、施設の前にスペースがあいていますよね。そこを利用して、あるいは、何というんですか、器具で、健康の器具を設置するとか、そういう工夫とか、あれは幾らでもできると思うんですけども、そういう考えはないのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 ただいまの議員のご提案につきましては、内容的には指定管理者の運営の方法についての内容だと思いますので、その点につきましては、指定管理者と、可能なものについては協議していきたいと思います。

以上です。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 町民の大切な施設でありますので、ぜひ、よろしく願いいたします。大変ありがとうございました。

○議長【津野田重一君】 質問途中ですが、ここで昼食のため休憩といたします。午後1時に再開いたします。

午前11時27分 休憩

午後1時00分 再開

○議長【津野田重一君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【津野田重一君】 14番・稲葉 弘君の質問が終わりましたので、順序に従い、10番・勝山修輔君の発言を許します。10番、勝山修輔君。

(10番 勝山修輔君 登壇)

○10番【勝山修輔君】 順序に従いまして、私から質問させていただきます。この質問書は、前々回の議会、前回の議会から書いてあったんですが、質問が途中でエキサイティングしちゃいましてここまで行き着かなかったもんですから、今日、改めて聞かせていただきます。

冒頭にちょっと、町長の公務についてと、2つ目、町長の公用車使用などについての質問をさせていただきます。と思っています。

まず初めに、町長の公務についてお聞きする前に、一言、ちょっとこんなことを言ってみるかなと思って考えたことがあるのでちょっと申し述べますが、「実るほど頭を垂れる稲穂かな」という言葉があるんですが、もう一つ、「直言・諫言は憚ることなかれ」という言葉があるんですが、町長はこういう言葉はご存じだと思うので、このことを踏まえて質問したい。これは戦国時代の有名な武将、武田信玄の言葉でした。直言・諫言というのは、人の言うことをよく耳に傾けなければ、それをしない君主を持つ国は必ず滅びますというようなことだということなんです。町長、昔の領主に例えれば、名君、暴君と、愚かな暗君というのがいるんですが、町長はどれに当てはまっているかな、なんて思いながら、

この質問をしたいと思います。

1つ目、町長自身、公務というものはどのような定義をしているのか、つまり、公務とは何ぞやという事で、町長はどう考えるかをお聞きしたいと思います。

2つ目、公務とは、町民に対して、町民のために毎日仕事をする事だと思うのですが、町長はどのように考えておられるのか。

以前、町長は、公人として行動するとき、私人として行動するとき、つまりオフィシャル、プライベートということになるんですが、何をもって区別をしているのか。

公人として自負できることは何かありますか。

公務の全般で、町長が主催して仕切るものなののかについてお尋ねしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目から3点目については関連がございますので、一括してお答えいたします。

公務の意味を調べてみますと、「公の務め」、「公務員の職務」などの記載がございます。公務員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務いたします。そのため、私を含めた町職員全体にとりまして、公務とは、上三川町全体の利益となり、町民福祉の向上に寄与する全ての行動と解釈しております。そのため、公人または私人に関する区別は、その場面における私の行動の目的が、上三川町のためなのか、私個人のためなのかによって区別されるものであると解釈しております。

次に、4点目のご質問についてお答えいたします。

私は、公人として自負することはございませんが、平成23年の初当選以来、今、町に真に必要なことは何かを探るため、地域に出向き、町民の皆様との対話を大切にすることを私の政治信条としております。

次に、5点目のご質問についてお答えいたします。

私の公務の定義については、ただいま申しましたとおり、上三川町全体の利益となり、町民福祉の向上に寄与する全ての行動であります。したがって、その行動全てを、私が主催、または仕切るものではございません。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 それで、再質をちょっとしたいのですが、まず、町長、町民に選んでいただいたからこそ、今そこにお座りになっていると思うんですね。そのような感想は、どのような気持ちで今現在いるか、お聞かせくださいますか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 私を選んでいただいた町民の皆さんはもちろんでありますが、今、町長としての立場である以上、全ての町民の皆様に対して、住民サービスの向上、また福祉の向上のために一生懸命に仕事をしてまいりたいというふうに日々考えています。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 町長は、町民に安全・安心を提供すべき立場ですが、では、何をすることが安全・安心に提供することかをお聞かせ願えますか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 安全ということで考えますと、いろいろなことが想定できますが、住民の皆様が安心して暮らせるために、心穏やかに暮らせるために、そのために安全の面を注意して行政として進めていく、全ての面で安心して暮らせるということは、全ての行政が関与することだというふうに思っています。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 それでは、今の上三川にとって何が必要で、何が大事なことかということ、町長は何かお考えがありますか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 町民の皆様が今、何を望みになっているか、そういったところは私自身も足を運んで、町民の皆様との対話の中で、それをお聞きし、そしてそれを行政に反映していく、そういったことが必要であって、上三川町の将来に向けて安定して町民の皆様が生活できるような、そういったところを追求していくようにいつも仕事をしております。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 そうすると、私は、人口が減らないことが税収につながっていくことだと思いますし、地方創生に対しても、今の町長が具体的な施策が何か一つでもあればお聞かせ願いたいと思います。

また、町のキャッチフレーズをたくさん、「安心・安全、住んでよかった町上三川」と言いますが、そのキャッチフレーズにのっとった施策が、私なりにはどこにも見当たらないと思うんですね。ですから、今、町長が、どこと、どこを指して、安心・安全、住んでよかった町だというふうにお考えなのか、お聞かせ願えますか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 午前中のご質問にもありましたが、まち・ひと・しごと創生総合戦略、そういったことで、町民の皆様へのサービスの向上、上三川町を選んで住んでいただく方をここに呼び寄せるための政策は多岐にわたるといふふうに思っています。そういった全ての政策をあわせて町民の皆様へのサービスの向上に努めてまいりたいと思っています。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 私は、そのサービスをしているんだということが、実感があまり伴っていないんですね。ここにいる幹部職員の人たちから、何をサービスしているよというのが目に当たっていないんですね。私一人かと思って何人かの方に聞くんですが、行ってみると、「町民のためになっていないよね」という言葉が往々にして聞くんですね。町民のためのサービスなんですから、町民本位だと思うんです。ところが、町民の人、全員とは言いませんが、全員に聞くことはできませんが、ある程度の人に聞くと、一つもサービスになっていないよねと言うんですね。町長はサービスをしているよと言うんですが、そこにいる幹部職員はサービスをしていないんじゃないかというふうに私は考えるんですね。

私は、公務の中に、近隣の首長とおつき合いですのも町長の公務だと私は思っています。それがコミュニケーションにつながるんじゃないかと思いますが、近隣では、壬生町は、このところ急速に発展をしていますね。副町長は県から来たからだと思います。上三川町は壬生町より役場の職員の数が多いということは、皆さん、ご存じですよ。そうすると、職員が多いのに、どうして差がついちゃうのかということは、町長、どんなふうにお考えになっていますか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 確認させていただきたいんですが、議長、よろしいでしょうか。

○議長【津野田重一君】 はい。

○総務課長【田中文雄君】 上三川町職員数と壬生町の職員数は、壬生町のほうが多いと私は認識しております。今の議員の発言ですと、上三川のほうが多いという発言だったと思うんですが、数字はどこから調べたものでございますでしょうか。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 じゃあ、訂正しましょう、上三川町のほうが人数が多くて、壬生が小さいということで、訂正し直します。

じゃあ、もう一つ聞きます。人数が多いから企画力で負けていて、人数が少ないから負けるんだという根拠はどこにあるんでしょうか。

○議長【津野田重一君】 勝山議員、今の質問をもう一回お願いいたします。

○10番【勝山修輔君】 私は今、壬生に企画力で上三川町が負けているというふうにやったところが、総務課長から、人数が上三川のほうが少ないからだということで、じゃあ、多い町は企画力があって、少ない町は企画力がないんですかということをお尋ねしているんです。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 私は、人数について確認をしたままで、企画力云々のお話は、私は発言はしておりませんので、誤解のないようお願いいたします。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 それじゃあ、私は町長に尋ねているんで、あなたが手を挙げて発言する場所じゃないでしょうか？ あなたに質問にしているんじゃないんだからね、あなたが手を挙げたから今、質問をしている。

上三川には上三川のやり方があるというのは、私も了解しております。このようなことになっていけば、工業団地をつくったり、いろいろな施策をしても、企画力がなければ絵に描いた餅になるんじゃないかといって私は危惧しているんですが、町長は、他の市町村の首長とおつき合いをしているときに、何をもってコミュニケーションを図っていらっしゃるのか、お聞かせくださいますか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 他の首長さんとお話をさせていただくのは、政策、またはそういった各町の取り組みなどのお話を伺って勉強しているところでございます。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 そこで、公務として町長にちょっとお聞きしますが、宇都宮の市長と親しい

ということは、私も直接見たわけではありませんし、聞いたわけではありませんが、そんな話を聞いていますので、今、我が町の田川の水の増水で、雨水や何かか氾濫したり何か起きているのはご存じですよ。公務というのは、田川の水が今、3割ほど引くとですね、田川の水が満杯になるのが、約4時間ぐらい、満水になるのに時間がかかるんですね。公務ということで私は聞いているんですが、この田川の水が環状線を通って下桑島というところから用水が鬼怒川に流れていきます。約3キロの道のりが田川とつながっていないんですが、宇都宮の市長に、ぜひとも、親しい仲なら、我が町が困っているので田川の水を何割か、その用水に流せるだけでいいので、流せるような施策を一緒に考えてくれませんかということも、仲のいい、コミュニケーションを図っている町長の務めではないかと思うんですが、その辺はどう思いますか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 田川は県、栃木県のほうで管理をしています。そして、今、議員がおっしゃいました江川の放水路、これについても栃木県のほうで管理をされています。ですから、これを宇都宮の市長に、田川の水を江川の放水路のほうに放流してくれというふうなところは、また管理が違うと思いますので、宇都宮市長に申し上げるべきものではないかというふうに住じます。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 町長、県がやるとか、宇都宮じゃないとかというのは、公務というのは全て公務ですよ。県に行って、宇都宮市長と一緒に行って、今、田川の水が急激に大きくなることは町長もご存じでしょう。公務というのは、あの水が、宇都宮の水は、競輪場通りと釜川が地下でつながって放水されるために、宇都宮の市街地に降った雨が一気に田川に流れるんです。そのことも知らないで公務だというわけじゃないでしょう？ それで、県はその水が上三川に流れてくるのが急激なのであふれるんだよといって、今、護岸工事をしているわけです。その水はいつまでたっても上三川のためにはならないわけですから、県に宇都宮市長と一緒に、お仲間であって、ゴルフの仲間であつたら、このぐらいのことを一緒に陳情するぐらいも公務じゃないでしょうか。そうすれば、3割の水が減れば、上三川は3割の水が、4時間か5時間、いっぱいにならないで済むのも公務なんですよ。それを、ゴルフをやって、「アハハ、いいね、ホールインワンだよ」なんて言っているのが公務じゃないんですよ。そうでしょう？ 公務というのは、お互いのコミュニケーションですから。そうだと思うんですが、どうですか。県だから頼めないということでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 私が申し上げましたのは、管理をしている所管が県ですので、宇都宮市長にその権限はございませんので、宇都宮市長に申し上げても仕方ないというところで、今、申し上げました。また、その田川の増水、またその被害軽減につきましては、県河川課、または宇都宮土木事務所のほうには、かなりまめに足を運んでその被害の軽減対策について協議をさせていただき、その県のほうで考えていただいたことを、今、実施していただいているというところでございます。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 町長、公務っていうのは、これが公務だ、あれが私人だというんじゃないくて、今、全てが公務だと思うんですよ。そうでしょう？ うちにいる以外は公務なんですよ。そうすると、

公務をもって、職員に住民サービスをさせているんだとあなたは言いますが、そのサービスをさせている職員よりも、町民がサービスをされていないと思うほうが多いということはおかしいでしょう？ それを、以前は一般人でしたんだから、そのぐらいの理屈はわかりますよね。町長はサービスをさせていただきますよと言っていますが、町民は全てサービスを受けているというふうにはとっていないということなんです、その辺はどんなふうにお考えですか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 さまざまな行政サービスということで、町民の皆様、先ほど申し上げましたように、お話をお聞きして、そしてサービスの向上に努めているところであります。これからも町民の皆様との対話を重視いたしまして、町でしているサービスなどをわかりやすく説明させていただく機会などをいただきたいというふうに思っています。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 町長が一生懸命それだけ言っていることは言っていますが、職員がそういうふうに思っていないということなんです。町長がそういうふうに一生懸命説明して、丁寧に説明をするんですが、職員がそういうふうにやっていないということが実在しているんじゃないかと思うんですね。

それで、私は、町長がよく町民に向かって、マイレージのこと、高齢者の健康のこと、ごみのこと、この3つをよくお話をしていますが、何か新しい施策はないんでしょうかね。私はそのことを聞かれると、私が何で毎回そんな同じようなことを言っているんだと言うけど、それ、聞かれてもね、答えられませんよと。でも、何もしなければ批判はされないから、そう言っているんじゃないですかというふうに答えるように心がけようと、これから思っているんですが。

1つでもこれからの施策に、何か違う施策というのはあるんでしょうか、ないんでしょうか、ちょっとその辺だけお答えをください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 日々の生活の中で、町民の皆様の健康が一番大切ということで、事あるごとに健康については、確かに申し上げます。いろいろな施策があっても、町民の皆様の健康状態が低いと、このサービスもちゃんと受けられないことになりますので、これからも町民の皆様に対して、健康を維持していただくような、健康度が向上するような、そんな話を続けていきたいというふうに思いますが、施策については、世の中の情勢がいろいろ変わっていきますので、その状況に合わせて、的確にこれからも町民の皆様との対話の中で進めていきたいというふうに思います。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 新しい施策をするのには、失敗はありますよ、確かに。でも、失敗を恐れていたんでは、町長、何もできなくなりますよ。確かに何かをやるということは大変なことだと私も思います。でも、何かやらなきゃ、人口は減っていつちゃう、年寄りが増える、子どもは少なくなる、これじゃ何も先に進まないことになると思うんですね。ですから、そういうことにのっとった施策をしてもらわないと何もできない町になっていつちゃうんじゃないかというふうに私は常々思っているんですね。ですから、今、私がこんなことばかり言っているのは、別に町長に何かをしてほしいというん

じゃなくて、何かを考えてほしいということなんですね。

公人として身の処しの仕方を聞かせてもらおうんですが、平成29年7月15日に、上三川町主催のお祭りの行事において、出席すべき町長が、他の公務により本日は出席できないコメントを預かってまいりましたという、副町長の報告がありました。この公務と称するものは、欠席した町の行事よりも優先なのではないかというふうには思っておりますが、平成29年度関東町村会海外行政調査で、7月8日から7月16日の9日間、オーストラリアに行っていたそうです。これを公務と称するならば、欠席した町の行事よりも優先ということなら、このオーストラリアの視察研修というんですか、赴いた栃木県の町村は町長1名でした。また、海外出張に当たる費用は、公務というから、当然、町、県、国の税金で、1名当たり100万円の支出でした。町長が行くことによって、随行者もビジネスクラスで行きましたから、約100万円かかっている。そうすると、この公務で行った人数は、各都道府県のやつを今ちょっと持っていないんですが、全部、私も聞いてまいりました。東京都が何人、埼玉が何人、栃木が1人、どこが2人。

それで、この海外にして、政治を左右するようなことを学んできたかどうか私はわかりませんが、どこにこのレポートを提出することになっているということを知りたいんですが、このレポートはどこに記載されているんでしょうか、お聞かせください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 海外行政視察におきましては、栃木県の場合、11の町がありますが、1期4年の間に一度行くということのルールとなっております。1期目のときは、栃木県から私を含めて4人の首長がそのときは一緒でした。今回はたまたま私一人ということになったわけです。今年の場合は、東京町村会が幹事ということになっていきますので、私のレポートは、栃木県町村会から東京町村会のほうに提出をさせていただきました。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 そうすると、副町長の言う公務ですから、町民も聞く権利というか、読むことができるんじゃないかと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 私が自分でつくったものですから、それを隠すとか、そういったことは別にするつもりはありません。ご希望があれば公開はできると思います。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 公務であればホームページに載せるべきだと思うんですね。こういうことの視察に私は行ってきました、町民の代表として行ったんですよということですから、ホームページに載せるべきじゃないかと思うんですが、その辺はどんな考えをお持ちですか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 その件につきましては、内部のほうでちょっと協議をさせていただきたいと思っております。この場での発言は差し控えたいと思っております。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 やっぱ公務ですから、上三川町の代表ですから、やっぱりそれに行って視

察研修をしてきたことは、町民の前に、こういうことを勉強したんだと、こういうことで、こういうところがよかったんだということは、ぜひ、載せていただきたいと思っています。

長々とやっているのと今度、公用車まで行かなくなってしまうので、ちょっと飛ばしていただきますが、公人として町長、胸を張れることは、一つでもいいんですが、具体的にあったらお聞かせくださいませんか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 公人として胸を張れるということではありませんが、公人として、今の立場として何度も重ねて申し上げますが、町民の皆様との対話はなるべく多くさせていただきたいというふうに考えております。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 では1つ、先日、消防団の点検時において、雨天のため体育館で点検となりました。団員には、団長以下、点検者以外は靴下での点検を受けました。点検者一人が靴を着用していましたが、町長はその靴をはいていることを何とも思いませんでしたか、お聞かせください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 急遽、雨で体育館での通常点検というふうなことになりましたが、服装に関しては、事前に職員と打ち合わせしたとおりの服装となっております。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 消防団からも町長、清き一票をいただいているのではないかと思うんですね。職務とはいえ、私の思うことは、総務課長が靴をはいてくれと言ったからはかせたんだというようなことを私は総務課長から聞いたので、愕然としました。危険なところに行かせる消防団の点検時に、消防団がはだしで進めと行って、点検者が靴をはいていて、安心なところ、安全なところにて総指揮官はするんだなんていうことに近い答弁をした職員がいたんですね。町長もそのとおりだと思いますか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 消防団の通常点検につきましては、消防団長の権限によるところが大きく、消防団長と職員との協議の中でそういうふうに決まったものと理解しております。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 私の聞いたところ、総務課長がはいてくれと言ったのだというふうに私は聞いたので、この質問をしているんですが、危険な防災がない町上三川ですが、事があつたときに、総指揮官が屋根の中に入って、団員に進め、あそこへ行け、ここへ行けと言って、誰か進む人がいるとお考えですか。総指揮官というのは、一番先に進んで総指揮官なんですよ。何も危険なところに飛び込むのが総指揮官ではないんです。同じ待遇でいて、同じことをすることが総指揮官の務めだと私は認識しているんですが、町長はその認識はございますか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 250名の団員の皆様には、通常、平時の仕事を持ちながらボランティアとして、町の安全・安心のために昼夜を問わず活動していただいています。そのことに対して、この場をかりて衷心より感謝を申し上げます。そういう気持ちでありますので、団員の皆さんには、その活動の中

で、けががないように常に注意を払うよう、今までもお願いをして話をしてきましたし、これからもそういうふうな形を進めていきたいというふうに思います。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 私は、町長、今、靴をはいていることから話を、はだしで進めとって、総指揮官が靴をはいていることをお尋ねしたんですが、当たり前だと思いませんか、それとも、ちょっとそれは私も、というふうな気持ちがあるか、ないかをお聞かせください。町長に質問しているよ。

○議長【津野田重一君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 消防団の通常点検においての体育館での靴をはく、はかないの状況でございますが、当然、当日、雨が予想されることから、団員にも全て靴の用意というのは、団のほうで通常のとおり回っていたところでございます。ただし、当然、数多い団員の中には、当日、上履きを忘れる方もいるということで、団長の指示のもと、はいている者と、はいていない者のアンバランスは好ましくないということで、団長が幹部と相談の上、体育館での服装については、団員は全て靴をはかないという決定をしたところでございます。その決定につきましては、私も団長の話を聞いておりましたが、町長につきましては立場が違うので、事前に準備のとおり靴をはくように進言したところでございます。以上です。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 今、課長、最後に立場が違うとか、何が違うとか言った、もう一回、言ってください。

○議長【津野田重一君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 団長は団員に対して、全員、服装をそろえる意味で上履きをはかないよという指示をいたしました。町長につきましては、団員ではございませんので、そのようなことはなかったということでございます。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 あなたは言葉が違ってきますか。今、違うでしょう？ 言った言葉が違うでしょう？ と言っているんです。違う人だからという意味にとれますよ。違う人だから靴をはかせたというふうに、こういうことを言う職員はね、さっき言ったでしょう。直言・諫言を憚ることなかれというんだよ。ああ、失礼、そういう言葉なんですよ。きちっとしたことを言わないと誤解を招くんですよ。特別な人というのはどういうことで、この人と、この人の特別の差はどこで調べるんですか、教えてくださいよ、総務課長。

○議長【津野田重一君】 勝山議員、それは先ほど、答弁のとおり、消防団と違いますよという意味で言ったと思います。

（「どっちの味方でもいいですけど」の声あり）

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 言葉は気をつけてお互いに言いましょ。私も言葉が悪いんです、でも、意味の通じるようにはしゃべっているつもりでございます。

いつまでも諫言の話をしてもしようがないので、次に移ります。それでは、2番目、町長の公用車の

使用について、6点、お聞かせください。

平成27年度は町内外で246回、同じく28年では216回の公用車の使用があったが、この数について町長はどのように感じているか。

公用車の使用が年間246回だと、月20回になるが、この数について町長は多いと思いますか、少ないと思いますか。

公用車の町外へ使用が、平成27年度は181回、28年度は165回であったが、この内容はどのようなものか。

町長の公務に守秘義務はあると思うか。

打ち合わせ、会議、会談の相手によって、公務か公務でないかを明確にすべきだと思うが、町長はどのように考えているか。

公用車を廃止する考えはあるか、についてお尋ねいたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目と2点目については関連がございますので、一括してお答えいたします。

公用車の使用につきましては、上三川町有自動車等使用及び管理規程第4条第1項において、使用原則が明記されており、公務執行のため必要な場合のみに制限されております。当然のことですが、当該規程にのっとり公用車を使用しておりますので、その回数の多寡について特段の感想はございません。

次に、3点目のご質問についてお答えいたします。

平成27年度及び平成28年度の公用車使用については、石橋消防組合などの私が役職を担っている会議や、招待を受けた各種イベントへの出席、県への要望活動などが主な内容となります。

次に、4点目のご質問についてお答えいたします。

守秘義務については、地方公務員法第34条により規定されております。当該法律は、一般職の地方公務員のみ適用となるため、特別職であります私には、法律での規定はございません。しかしながら、一般職で構成された執行部をつかさどる者として、公務として知り得たことは守秘義務として遵守すべきものであると考えております。

次に、5点目のご質問についてお答えいたします。

会議や会談等に出席する際、町長の身分として出席するものについては公務であり、私人として出席するものは公務でないと判断しております。

次に、6点目のご質問についてお答えいたします。

町長用公用車の使用状況は、議員のご指摘のとおり、年間200回を超えております。現在の使用状況を鑑みますと、廃止する考えはございません。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 公用車のことで続けてちょっとお聞きしたいんですが、246回、365日で計算しますと月20回ですよ。20回というと、町長が勤めに出ている回数、毎日、公用車でお出か

けになっている計算になります。それは半日であるか、1日であるか。この公用車の欄を見ますと、挨拶回り、何々回り、公務というのは、誰とどこで何の会議だというふうに、総理大臣も新聞に発表しているんですね。国会議員も、今日はどここのレクチャーであるとか、誰と会いにいったという、明確さはないが、公表しろと言えば全部公表するそうです。

そうすると、うちの町長は、公務で出かけたときに、宇都宮市で何々の会議であった、県庁に行った、レクチャーしにいった、都市計画行った、どこへ行ったという明確にするものが一つも載っていないで、公務だというのは、運転手の運転日報でしかわからないということです。少なくとも、私が、数がちょっと明確でないですが、挨拶回りが67件ありましたか。67件が多いか、少ないかはわかりませんが、これが公務なのかなというふうに思うんですね。公務というのは、相手側がいて、自分がいて会議に出た、この人と、このことで会いにいった。その相手の名前を言うのは守秘義務があるんだというのなら、それは結構なんです、会議をやった表題は出すべきことじゃないかと思うんですね。それを、公用車を使ってやるのなら、なぜ、ホームページに、何月何日、何の会議でどこへ行った、何時から何時まで行ったと、そのぐらいのことを書くことが公務じゃないかと思うんですがね。

大洗町の議長が、役場まで500メートルしかないのに、公用車に乗って町をグルッと一回りして庁舎に行ったというので公用車を廃止したという話、この間、議員全部が行って話を聞いてきたんですね。やっているこれもばかっています、町長、公務なんだから、公務なんですから、行った先とやったことぐらいは明確に、上三川町のホームページに載せるべきじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 私の公務を公表するか、しないかということでございますが、別に隠して行動しているわけでもございませんし、必要とあれば、そういう公表は内部のほうで協議をこれからさせていただきますというふうに思います。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 町民は一生懸命に働いていることを知りたいと思うのも町民だと思うんですね。ぜひ、町長の行っている会議、こういうことをやっているんだ、ああいうことをやっているんだ、明確にわかるように、そのためのホームページですから。国会議員だって、総理大臣だったやっていることを、上三川町の3万1,000人の町民が知るぐらいのことはしてやってほしいと思うんですが、どうでしょうか、してくれるようにご返答はできますか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 先ほど申し上げましたとおり、別に隠し立てをしているわけではありませんので、公用車を使わせていただいて、そして町民の皆様のために仕事をさせていただいておりますので、私のその行動についての町民の皆様への周知ということでは、これから考えていきたいというふうに思います。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 町長、ぜひやっていただきたいと申しますよ。町長としてね、何もしていないから批判されないんだということを言っている町民がいるとしたら、私はほんとうに腹を立てて怒りたいと思っています。

毎回ね、こんなような質問をしていますが、もう時間もありませんので、最後に、私は町長にね、苦言を申し上げているのではないんですよ。ひとえに、上三川町が豊かに発展するためのもので、町長をヨイショばかりしている奸臣や佞臣どもに取り囲まれることなく、町長に直言・諫言をする少数の意見も取り上げてですね、リーダーシップを望んで、私はやまないんです。

これをもって私は最後に終わりとします。失礼しました。

○議長【津野田重一君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午後1時45分 休憩

午後1時58分 再開

○議長【津野田重一君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【津野田重一君】 10番・勝山修輔君の質問が終わりましたので、順序に従い、8番・稲川洋君の発言を許します。8番、稲川 洋君。

(8番 稲川 洋君 登壇)

○8番【稲川 洋君】 順序に従いまして、私は第1番目に、河川の管理について質問します。

近年、頻発するようになったゲリラ豪雨、地球温暖化や、さまざまな要因があるとはいえ、その降るさまや、河川の増水の様子を目にすると、とても人ごととは思えません。上三川町は、その象徴的名称のとおり、川に由来のある土地ではありますが、河川が多いということは、翻って考えますと、増水などの水害の危険性ととも、治水の面で常に対応を計画しておかないとまらないのではないかと思います。

そこで、私は、第1番目として、町内普通河川の総延長、距離数と管理の内容、どのようなものを行っているのかということ。

第2番目としまして、普通河川の水害防止策についてどのような対策を講じているかについて、質問したいと思います。

執行部の明快な答弁をお願いしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。都市建設課長。

(都市建設課長 伊藤知明君 登壇)

○都市建設課長【伊藤知明君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

普通河川とは河川法の適用、準用を受けます一級河川、二級河川、準用河川以外の河川であり、町内では、磯川や赤沢川など9河川の総延長約43キロメートルでございます。普通河川の管理につきましては、平成27年3月に土地改良区と普通河川の管理に係る協定書の締結を行い、河川に設置された頭首工、堰等の管理は土地改良区が行い、それ以外の圃場整備事業等により整備された構造物の管理は町が行うこととしております。

次に、2点目のご質問についてお答えします。

普通河川の水害防止対策としましては、護岸の崩壊により住宅等に被害が及ぶ恐れのある住宅近隣箇

所の護岸整備事業を重点的に行っております。また、田川内水被害軽減対策事業としましては、平成27年度に赤沢川の堤防かさ上げ工事を実施し、今年度は、井川の取水堰改修工事とあわせて、護岸整備工事を実施しているところであります。さらに、今年度より河川構造物の破損状況や集中豪雨などによる溢水被害の原因ともなります、河川内の土砂堆積箇所などの現況調査を行いまして、次年度より、治水上、支障となる箇所については、堆積土砂の撤去等の対策を実施していきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 ただいまの説明で、河川でも、土地改良と町との役割分担があるとのことですが、それでは、町の日常管理の中で、水路の崩落、あとは護岸の崩壊等が発見された場合、町ではどのような対処をしているのか、お聞きしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 ただいまのご質問にお答えします。

普通河川の通常の日常管理としましての堀ざらいや草刈りなどにつきましては、従来から、日ごろより利用されている地域の方や自治会、または水利組合等をお願いしているところでございます。そういう日常管理の中で河川の破損箇所などを発見した場合につきましては、速やかに情報提供してもらえよう自治会等に働きかけを行うなどして、迅速に対応ができるように努めているところでございます。

以上でございます。

○議長【津野田重一君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 崩落とか、崩壊ばかりではなく、例えば、今の時期のような渇水期に河川の状態を把握して、被害予測などを行えるようにきめ細かに日常管理をすることによって、後々、万が一、大規模な水害が来た場合に、そういったことを防止することにもつながると思うんですが、先ほどの課長の答弁にもありましたように、河川の損壊や現状の把握については、堀ざらいとか、そういった日常管理をきめ細かに自治会なんかと連携をとりながらやっていただきたいと思うんですが、どのような方法でやっているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 ただいまのご質問にお答えします。

先ほど答弁いたしましたように、町内の普通河川は約43キロというふうな延長になります。それを全て町のほうで日常管理をして把握するということは、これは現実的には無理なことだろうというふうに考えてございます。そういう中で、常日ごろ、そういうふうな草刈りとか、堀ざらいなんかをやっていただいている自治会の方等に、そういうふうな被害の状況とか、そういうものを監視していただく、そのようにこれからも自治会長会議とか、そういうふうなところを通じて自治会等をお願いをしていきたいと、そういうふうな考えているところでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 十分ですね、自治会の方、あとは、先ほど課長、お話があったように、水利組

合などの組織の方に十分よくお願いして、そういった被害の状況または被害の予測できるような箇所の把握に努めていただきたいと思います。

ちょっと質問を変えるんですが、農業地帯ですね、水田、畑地帯を流れる河川においては、近年の、いわゆるゲリラ豪雨によって農業用ビニールハウスが浸水するなど、幸い、収穫の季節を過ぎた時期であったために被害はありませんでしたが、そういった目に見えない水害による被害を把握することも必要だと思いますが、今後どのようにその被害を把握していくつもりなのか、河川管理者としてどのようなお考えをお持ちなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 ただいまの管理、どういうふうな中でそういうふうな被害に至らないような、今後予想される被害等も把握していくのかというふうなご質問でございます。そういうふうなことの中で、今年度より普通河川の現況調査というものを計画的に進めていくというふうなことで、河川がどのような状況になっているかというふうなことを、まずは計画的に把握するための現況調査をしていこうというふうに考えているところでございます。

しかし、その現況調査には、当然、費用もかかり、当然、時間もかかるということですので、先ほどの答弁と重なるわけですが、日常的に管理しています、そういうふうな自治会の方や水利組合の方の情報提供というものをお願いし、被害の把握、または被害が予想されるところの把握等に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長【津野田重一君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 普通河川だけで町内には約43キロの総延長があるということで、確かに限られた人員の中で目視による河川の管理には限界があると思いますけども、水害の防止策、並びに治水については、昔から重要な施策であると思います。河川の構造的な原因で水害を引き起こすような場合はどのような対策を講じていくつもりか。例えば、河川というのは直線に流れるばかりではなくて、湾曲して右に左に曲がって流れることが多いと思います。そういった場合には、その曲がる場所、湾曲場所、いわゆるカーブのところに土砂等が堆積してしまって流れが悪くなることは、これは自然の摂理だと思います。こういった自然流水による土砂の堆積などをしゅんせつしたり、そこにとどまっている木の幹とか枝を排除するなどして、下流への土砂を流さないようにするとか、流量を少しでも増やしていくということが必要だと思いますが、それについては町の考えとしてはどうでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 ただいまの質問にお答えします。

河川によっては、今、稲川議員が申されたとおり、湾曲しているところに土砂が堆積して、それも、日常的な堀ざらいとか、そういうものについては自治会とか水利組合の方にはお願いしているんですが、その堆積土砂の状況が、組合とか自治会の中ではもう対処できないほど堆積していると、そういうところで溢水の被害が起きているというふうなことで、河川の堆積土砂の撤去についての要望なども自治会のほうから提出されているような状況でございます。

町といたしましても、次年度から予算の確保を行いまして、そのように溢水の被害が出て、自治会とか、そういうふうな組合ではなかなか対応ができないような箇所につきましては、治水上の支障となる

箇所については、堆積土砂の撤去等の対策を実施していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長【津野田重一君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 今の質問については、農村地帯を流れる河川について主に念頭に置いて質問させていただきましたが、その水田、畑地帯、いわゆる農村地帯を流れる河川ばかりではなく、例えば、磯川などは市街地の、特に低い地帯を流れているなど、増水時には住宅家屋、ないしは付属家屋の床下浸水の恐れがある市街化区域も見受けられますので、さらなる水害防止策についても総合的な施策づくりの中で対応していくことについて、そういったことが必要だとは思いますが、町としてのお考えはどうでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 今、市街地の磯川などで、そういうふうに水害被害が出る恐れがあるところがあるのではないかとご指摘をいただきました。実際、集中豪雨等でそういうふうに道路に溢水をする、冠水するというふうな箇所が実際ございます。そういうふうな市街地での対策としましては、河川整備だけではなくて、道路、またはその宅地の高さとか、そういうふうなことにも影響がございます。そういうことで、なかなか、すぐに何か対策がとれるかという非常に難しい状況でございます。

そういう中で、今後は、そういう中でも、水害被害を少しでも減少、軽減させるために、河川の流下能力を高めて水位の急激な上昇を防いでいこうということで、下流域でのそういうふうな流れを阻害するような樹木とか土砂とか、そういうふうなものの撤去とか、そういうふうな対策もあわせてやっていきたいと、そのように考えているところでございます。

○議長【津野田重一君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 はい、ありがとうございます。一度に全ての河川の、普通河川ばかりじゃなくて準用河川等においても同時期に水害防止策を講じることは無理があるとは思いますが、課長、ぜひ、課内、庁舎内、あるいは近隣市町及び県とも、そういった水害の水防に関して情報を共有して、事が起こった場合に少しでも被害を減らすような努力をお願いしたいと思います。

続きまして、第2点目の質問なんですが、農村環境改善センターの有効活用について質問いたします。

この農村環境改善センターについては、確かに農業関係の予算によって建設されたことは重々承知しておりますが、せっかくの公共施設を農業関係だけの利用にとどめるのではなく、新しい施設を建設するよりも、今ある公共施設を有効利用することが必要ではないかとの観点から、まず第1点目としまして、農村環境改善センターの利用状況と利用率の向上についての方策はあるかについて。

続きまして、アリーナ部分、体育館部分ですね、そこにミニバスケットボールをプレーできる設備を整備する考えはあるかについて質問いたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。産業振興課長。

(産業振興課長 石崎 薫君 登壇)

○産業振興課長【石崎 薫君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

農村環境改善センターの平成28年度における利用状況でございますが、開館日数が354日のとこ

ろ、貸出施設ごとの年間利用日数及び利用率は、多目的ホールが249日で、利用率が70.3%、会議室が247日で69.8%、研修室が163日で46%、和室が110日で31.1%、調理室が50日で14.1%となっております。

平成29年度においては、10月末までの利用状況となりますが、開館日数が211日のところ、多目的ホールが165日で78.2%、会議室が156日で73.9%、研修室が109日で51.7%、和室が70日で33.2%、調理室が9日で4.3%となっております。また、利用率の向上に向けましては、町の広報で年2回の周知を行っているというような状況になってございます。

次に、2点目についてお答えいたします。

農村環境改善センターには、集会やスポーツなどを行える場所として多目的ホールがありますが、バスケットボールがプレーできる機能は備えておりません。また、多目的ホールにおいてスポーツを行うことができるスペースは、縦が28.5メートル、横が17.3メートルとなっております。こうした中、ミニバスケットボールのコートの規格は、縦が22メートルから28メートルで、横が12メートルから15メートルとなっておりますので、最低限の規格を満たすミニバスケットボールのコートの設置は可能となりますが、ゴールやラインを設置する必要があるほか、窓等の防護やゴール設置箇所の補強等が必要になってきます。また、町内においては、体育センターのほか、各小中学校の体育館においてバスケットボールができる機能を備えているというような状況となっております。

このことから、ミニバスケットボールのコートの設置につきましては、町内の屋内運動施設の利用状況を調査するなどし、利用需要の見通しなどを踏まえて必要性を検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 詳細な利用率、ありがとうございます。それによりますと、利用状況は各施設によってかなりばらつきがあるようですが、どのようなことが原因だと考えられますか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長【石崎 薫君】 利用率と申しますことでは、特に研修室、和室、調理室において利用率がきわめて低いというような状況になってございます。これらの貸出施設につきましては、面積が小さいとか、調理にしか使えないなど、人が限定されております。このことから、利用する方も限定されるというようなことで、そのようなことが原因しているのではないかと考えております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 実際、私の想像よりも、この利用状況については高率なんですけど、これは、計算してみると1日単位で割り戻した率だと思いますけども、そのあいている時間、例えば、1日で5時から7時までしか使っていないとか、それ以外の時間について、そのあいている時間についての利用をきめ細かに周知しまして、あいている時間を利用してもらうような、そういうふうに誘導するようなPRというのはしているのでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長【石崎 薫君】 農村環境改善センターの貸出業務につきましては、指定管理者として

農業公社に行っていたような状況がございます。また、申請につきましては、直接、農業公社の窓口に来ていただきまして行っているというような状況でございます。こうした中で、あき状況の確認につきましては、電話での対応ということをやっておりますが、農業公社においては、ホームページ等を開設していないというような状況にございまして、インターネットなどを活用しての公表や周知というのはできないような状況になってございます。こうした中で、なかなかきめ細やかな周知については困難な状況とはなっておりますが、きめ細やかな周知ということにつきましては、今後、農業公社と協議させていただきまして、できるかどうかも含めまして検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 確かにこの施設は、農業関係の補助金で建設されまして、指定管理者としても、農業公社が当たっているということでございますが、利用する、利用させる、利用してもらう、それに当たっては、それだけにこだわることなく、子どもから高齢者までの複合的な地域の施設として利用率を上げていくことも必要だと思うし、それについては町の方針が大きなウエートを占めるのではないかと考えております。せめて、子どもたちが、子どもたちはまだ体も小さいですし、それほど面積が大きな施設が必要ではないので、せめて子どもたちがスポーツをできるくらいの施設は、簡便な施設で結構ですので、そういった施設については必要と思いますので、農業公社ともよく相談しながら、今後とも検討しながら研究していただきたいと思うんですが、それについてはどうでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長【石崎 薫君】 有効活用と子どもたちの利用促進ということにつきましては、多目的ホールなどにつきましては、予約が入っていない時間帯、これについては子どもたちだけで利用する場合には無償で開放しているというような状況でございます。また、今後でございますけれども、確かに子どもたちに有効利用していただくということは有意義だと思っておりますので、新たな機能の整備とか備品の導入ということに関しましては、利用状況や要望の状況などを踏まえた中で、今後検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 あいている時間を子どもたちに無償で開放しているということもお聞きしましたが、そういったあいている時間を、子どもたちがいない、そういった方たちを追いやるということではなくて、使っていない時間、あいている時間を埋めていくために新しい方法なども導入してもいいと思うんですが、先ほど課長の答弁にありましたように、農業公社はホームページを持っていないということであれば、例えば、町のホームページで農村環境改善センターのあいている時間、そういったものを周知して、ネット上で申し込みが簡便にできるようなシステムを今後取り入れる方向で研究していてもいいんじゃないかと思っておりますけれども、担当課としての考えはどうでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長【石崎 薫君】 農村環境改善センターの貸し出しについては、指定管理者である農業

公社が実施していきまして、先ほど申しましたように、申請につきましては農業公社の窓口に来ていただきまして、直接、受け付けを行っているというような状況でございます。こうした中で、申請につきましては紙ベースで行っているというような状況でございます。ですから、町のホームページを活用しての周知や申請の受け付けというようなことに関しましては、町としても町内の指定管理者が管理しているほかの公共施設の状況などを調査するなどしまして、できるかどうかを含めまして、今後、研究してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 申し込みを紙ベースでやっているということなんですが、仮に、申し込みまでいかななくても、予約だけをこのホームページ上でできるような形、正式な申し込みについては、それをもとに使いたい人が農業公社のほうに行って正式に申し込むというようなシステムをやれると思いますので、ぜひ、今、課長がお話になったようなことで研究していただきたいと思います。せっかく、既存の今ある公共施設なんですから、そういったものを有効に活用できるように、少しでも多くの方に利用していただく方策を、産業振興課として指定管理者とともに考えていただきたいと思います。

最後に、3番目、公的情報の管理について質問したいと思います。

ご承知のように、役所に限らず、およそ組織では、一丸となって業務を遂行することが成果を上げていく唯一と言ってもいい大きな要因であります。組織が決定したことについては、個々の考えはさておいて業務を遂行していくことが組織人として大切なことじゃないかと思っております。

このような観点に立って、情報の流出防止についてどのような対策を講じているか、すなわち、地方公務員には地方公務員法第34条などの、職務上、知り得た秘密の保持、漏えい禁止という重要な禁止事項が罰則とともに課せられておりますが、これは、例えば、所得や資産の情報、個人情報など、立場的に知り得る職員が漏えいするばかりではなく、時期的に秘匿すべき時期にその情報が流出してしまうことも当然考えられると思います。町では、この禁止事項をどのように職員に指導しているかを念頭に置きまして、情報の流出防止についてどのように対策を講じているのかについて、質問いたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 田中文雄君 登壇)

○総務課長【田中文雄君】 ただいまのご質問の3点目についてお答えいたします。

本町におきましては、公的情報の管理として、文書取扱規程を規定し、当該規程に基づき文書管理手引書を作成した上で、公的文書の適切な管理・運用を職員に周知しているところでございます。

情報の流出防止対策につきましては、主に公的文書の私物化防止策として、共用書架への収納の徹底や、庁舎外への持ち出しの禁止を、機密漏えい防止として、執務時間外における書棚の施錠を指導しております。

今後とも、公的情報の管理につきましては、公的文書の取り扱いや運用について、職員へ周知徹底を行い、公的文書の適切な管理・運用に努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 さまざまな規則などで縛りをかけているということは十分わかりましたが、例えば、公的な会議の前に、その会議にかけられる案件等が流布されてしまうことに関しましては、まさに情報の流出だと思われるんですが、それについてはどのような対策をとるつもりなのでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

役所の扱っている情報としましては、プライバシーに係る個人情報と、それから、情報の中でも最終的に一般に公開される公的な情報と、大きく2種類になります。当然そちらの情報の扱いにつきましては、条例としまして、個人情報保護条例、また情報公開条例と2つの大きな条例でもって取り扱いについて規定しているところでございますが、議員の今回のご質問で言いますと、組織として情報の取り扱いをどのように考えているかということでございますが、その部分につきましては、正直なところ、行政としましては、職員の性善説に基づきまして、基本的には、公務員の守秘義務というものを遵守しているものということで、特段の定めはしていないのが現状でございます。

今後、情報管理というものが組織として仕事を管理する上では重要となりますことから、そのような基準等について検討していく必要があると現在感じているところでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 情報が事前に流れてしまう、流出してしまうということについては、行政を執行する上で大きな影響を受けてしまうと思います。見方によっては行政の停滞を招く恐れがあるが、そういう行政の損害が露見した場合の対処策については、どうお考えでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 ただいまのご質問なんですが、情報の種類によって損害というものが違うかと認識してございます。個人情報にかかわるものと、9月議会で条例改正を提出したとおり、個人情報保護法のほうで罰則規定を設けてございます。個人情報に当たりましては、そのような流れでございまして、個人情報にかかわらない、役所の公的情報としまして、最終的には公開を前提としていまして、公開時期については組織として、ある程度規定をしているというような場合でございますが、そちらにつきましては、最終的な公開が前提ということで、損害額の認定というのはなかなか難しいかと思っております。ただ、職員に関しましては、組織の全体のモラルに反するということでは、正直なところ、困った職員という評価になるのかなと。ただ、現在、情報の取り扱いにつきまして一定の基準等がございませんので、その行為自体が、どの程度好ましくないかという基準がないということで、現状では、個人の職員のモラルに頼っているところでございます。

○議長【津野田重一君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 実際には、情報を流出させるべくして流すつもりではなくても、何気ない会話の中でも情報が流れてしまうこともあると思いますが、職員を総括する立場としては、職員に対して十二分に注意を喚起しながら、公的な会議の前には、文書の内容を知り得る職員数を減らすことも一つの方策とは考えますけれども、流出させないようにすることについて、職員には、くどいほどの念を押しつくりたいのでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 先ほどから申しますとおり、現在、公的情報の取り扱いにつきまして、大変申しわけない状況でございますが、基準がございません。早急に基準を作成しまして、その取り扱いに対して落ち度がないようにという指導はしていきたいと思っております。

また、そのようなことが起こるといのは、職員の仕事に対する姿勢も問題かと思っております。仕事につきましては、個人がやるのではなくて、役所の仕事は組織として結果を出していくということが求められております。確かに個人の能力も重要でございますが、個人の力は、あくまでもそこで終わってしまいます。組織としての力は永続的に発揮されるものということで、その辺の教育がなっていなかったという部分でも今後、反省して、しっかりと職員教育に努めてまいりたいと思います。

○議長【津野田重一君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 基準を早急に策定する方向で動くということで、それについてはほんとうに、ぜひ少しでも早くやっていただきたいと思っております。仕事については、課長がお話になったように、個人として仕事をするのではなく、仕事ができるか、できないかよりも、仕事をするか、しないかで評価するようなシステムになれば理想的なんじゃないかなと私は思っております。

どの組織においても、そういった考えを貫くことについては、みずからの処遇に対する不満や、施策に反対するなどから情報の流出がなされてしまうケースが、この役場ばかりじゃなくてほかでも見受けられると思っておりますが、その結果については、誰がどういうふうに流したんじゃないかというような、その結果については、公表するとか、そういうことではなくて、きちんと、どういう経緯を経て流れてしまったのか、そういったことを、職員を担当する課においては調査しておくことは大切だと思います。

本来なら、一丸となって業務を遂行して初めて効率のいい行政運営につながるものだと思います。今後、情報の流出を防ぐような取り組みを期待することを要望して、私の一般質問をとじさせていただきます。

○議長【津野田重一君】 8番・稲川 洋君の質問が終わりました。

○議長【津野田重一君】 本日はこれで散会といたします。

なお、明日8日から10日までは休会とし、11日は午前9時より常任委員会審査を行います。お疲れさまでした。

午後2時41分 散会